附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、生活保護法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

（改正法附則第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める期間等）

第二条　改正法附則第五条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。

2　改正法附則第五条第三項において読み替えて準用する生活保護法（以下この条において「法」という。）第四十九条の三第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

一　病院若しくは診療所又は薬局　改正法附則第五条第一項の規定により法第四十九条の指定を受けたものとみなされた日から健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十八条第一項の規定により同法第六十三条第三項第一号の指定の効力が失われる日の前日までの期間（当該前日がこの省令の施行の日（第三号において「施行日」という。）から一年以内に到来する場合にあっては、当該前日から六年を経過する日までの期間）

二　生活保護法施行令第四条第一号に掲げる機関（健康保険法第八十九条第二項の規定により同条第一項の指定があったものとみなされたものを除く。）　六年

三　生活保護法施行令第四条第一号に掲げる機関（健康保険法第八十九条第二項の規定により同条第一項の指定があったものとみなされたものに限る。）及び同条第二号に掲げる機関　改正法附則第五条第一項の規定により法第四十九条の指定を受けたものとみなされた日から介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条の二第一項（第七十八条の十二及び第百十五条の十一において準用する場合を含む。）に規定する指定の有効期間の満了の日までの期間（当該日が施行日から一年以内に到来する場合にあっては、当該日から六年を経過する日までの期間）

（準備行為）

第三条　この省令による改正後の生活保護法施行規則第十八条の四の規定による申請書の提出は、この省令の施行前においても行うことができる。

（様式の経過措置）

第四条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証票は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際に現にある旧様式による証票については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第五条　独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「第十条第一項」を「第十条第一項及び第三項並びに第十四条」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第五号中「第十条第一項及び第十条の二第一項」を「第十条第一項及び第三項、第十条の六第一項、第十条の七並びに第十四条」に改める。

（独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第七条　独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「第十条第一項及び第十条の二第一項」を「第十条第一項及び第三項、第十条の六第一項、第十条の七並びに第十四条」に改める。

（厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第九条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号中「第十条第一項及び第十条の二第一項」を「第十条第一項及び第三項、第十条の六第一項、第十条の七並びに第十四条」に改める。

規　則

○特定個人情報保護委員会規則第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則を次のように定める。

平成二十六年四月十八日

特定個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

特定個人情報保護評価に関する規則

（特定個人情報保護評価の実施）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、法第二十七条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十六条第一項の規定に基づき特定個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　基礎項目評価書　法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、法第二十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。

二　重点項目評価書　行政機関の長等が、指針で定めるところにより、法第二十七条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因の概要を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。

三　地方公共団体等　行政機関の長等のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。

（特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面等の提出）

第三条　行政機関の長等は、法及びこの規則の規定に基づき、基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十七条第一項に規定する評価書を特定個人情報保護委員会に提出するときは、当該行政機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の計画その他指針で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を併せて提出するものとする。